

海外法曹制度調査(韓国班)

韓国の弁護士を取り巻く状況

東京弁護士会会員
三澤 英嗣 Misawa,Eishi

日本弁護士連合会では、2011年度、各団体が連携して複数の国の法曹実情調査が行われ、韓国もその対象となった。以下、韓国班¹⁾で調査したことについて紹介する。

1 韓国の法曹人口

韓国の法曹人口及び人口10万人当たりの人数はともに増加しており、弁護士の数は、2010年8月現在で1万288人であり、人口10万人当たり21.05人である。また、弁護士の数の増加割合は、2001年から2010年までの10年間で約2.4倍となっている。これに対し、裁判官の数は、各種報道によると、2011年現在で約2600人(人口10万人当たり5.32人)であり、検察官の数は1869人(同3.82人)²⁾である。ちなみに、弁護士の数は、2004年から2009年までの5年間では約1.59倍であるのに対し、裁判官の数は、2004年から2009年までの5年間で約1.35倍にとどまっている。

2009年末の数字によれば、ソウル地域の弁護士数は6830人、弁護士1人当たりの人口は1494人、釜山地域の弁護士数は368人、弁護士1人当たりの人口は9627人となっている³⁾。なお、研修院(及び軍法務官)から直接弁護士として登録するのではなく、前職が判事又は検事である者が多いのも韓国の特徴である。

表 韓国の弁護士の経歴(前職)別分布(%)⁴⁾

研修院	判事	検事	軍法務官
71.6	14.3	10.8	3.3

1) 韓国班のメンバーは、生田康介(広報室)、大川秀史(国際室)、葭葉裕子(広報室)、金谷達成(司法改革調査室)、彦坂浩一(日本司法支援センター対応室)、李ジュヒ(国際室 研究員)、小職(法曹養成対策室)。

2) 2011年4月11日付 朝鮮日報

3) 2010年韓国弁護士白書

4) 2010年韓国弁護士白書

5) 法政理論第42巻第2号(2009年)147頁韓国国際シンポジウム「法曹養成教育の現状と課題」

2 韓国の法曹養成制度

従来の法曹養成制度は、①法科大学を中心とする法学教育、②司法試験、③大法院(日本の最高裁判所に相当)の傘下の司法研修院(日本の司法研修所に相当)の3つの段階で構成されていた。

しかし、過度な司法試験対策のための勉強による法学教育の荒廃が生じたことや、受験資格や受験回数制限がないために長期間の司法試験を受験しつづけることが弊害として現れた。また、司法研修院における研修の重点が裁判官や検察官の養成にあり、弁護士の養成としては脆弱であり、国際化や専門化に対応できていないとの指摘や、さらに、司法研修院という一機関で養成することが一種のなれ合いを生んでいるとの批判もされた⁵⁾。

このような問題意識の下、新たな法曹養成制度が導入された。新たな法曹養成制度では、法曹を志す者は、まずは適性試験を受験し、そのうえで法学専門大学院の入学試験を受けて合格し、既修、未修の区別なく3年間の課程を修了することにより、弁護士試験の受験資格が得られる。日本との大きな違いは、a) 法学部の廃止、b) 司法研修院の廃止、c) 弁護士試験(法曹一元制)の採用である。

そして、2009年3月、全国的に25校(総入学定員2000人)の法学専門大学院(ロースクール)が開院した。各法学専門大学院の入学定員は、40人~150人で、最大はソウル大学である。法学専門大学院の入学金は、国公立で約

20万ウォン(約1万4000円、1ウォン=0.07円)、私立で100万～300万ウォン(7万～21万円)、授業料(1年間)は、国公立で約1000万ウォン(約70万円)、私立で1900万～2000万ウォン(133万～140万円)である⁶⁾。

新制度では司法試験はなくなり、弁護士試験に統一され、法学専門大学院を修了した者のみ、弁護士試験の受験資格が付与される。弁護士試験の受験期間及び回数の制限があり、卒業した月の末日から、5年内に5回まで受験できる。弁護士試験は、選択型の筆記試験、論述型の筆記試験、法曹倫理試験で構成され、試験科目は、公法(憲法、行政法)、民事法(民法、商法、民事訴訟法)、刑事法(刑法、刑事訴訟法)、その他一つの選択科目である。合格者決定方法は、法曹倫理については、合否だけを決定し、選択型の筆記試験と論述型の筆記試験との点数を一定の比率で合算した総得点で決定する⁷⁾。

3 法曹人口の行方

法学専門大学院の初代卒業生が弁護士試験を受験するのは2012年であり、それまでは、旧制度の司法試験に合格した司法研修院の修了生のみが法曹資格を得ることになる。その後2022年まで旧制度の司法試験による法曹資格者と弁護士試験による弁護士資格者が併存し、2023年から弁護士試験のルート1本になる。

2012年3月に初めて実施される弁護士試験において、その合格率を総入学定員2000人の

75%とすることを決定した。2013年以後の弁護士試験の合格率については、今後再び議論される状況である⁸⁾。

2012年の司法研修院修了予定者約1000人と弁護士試験合格者約1500人とを合わせると、2012年の新規法曹資格取得者数は約2500人となる見込みである⁹⁾。

4 民事法律扶助制度

韓国の民事法律扶助制度は、1987年に設立された大韓法律救助公団等が運営している。同公団は、国庫補助金のほか雇用労働部(日本の厚労省にあたる)、女性家族部、中小企業庁等の国の機関や農協中央会、漁協中央会、供託金管理委員会、新韓銀行等様々なところから財源を得ている。

2010年度予算で見ると、総予算603億2100万ウォン(約46億4400万円。1ウォン=0.07円)中、法律扶助に対する国庫補助金は262億7300万ウォン(約20億2500万円)となっている。

扶助の対象者は財源ごとに異なり、国庫補助金を財源とするものは、月平均の収入が260万ウォン(約21万5000円)以下の国民及び国内居住外国人である。また、雇用労働部、女性家族部、農協中央会、漁協中央会等によっても、対象者や資力基準が異なる。全体として、全国民の約50%が扶助の対象となると言われている。

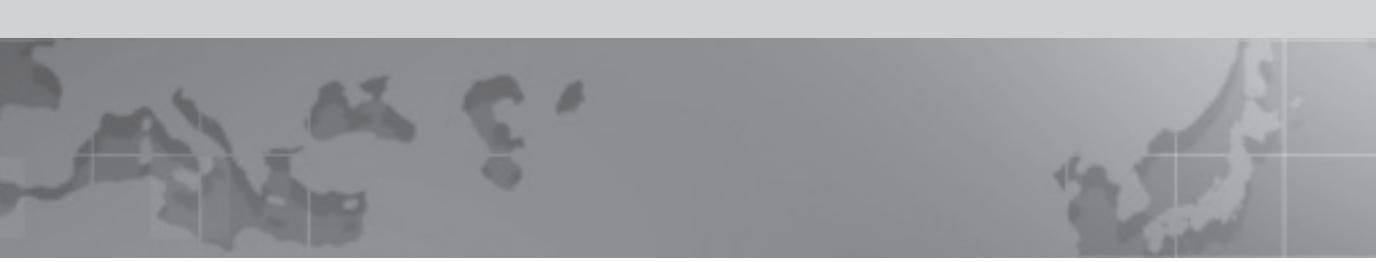
公団による扶助は、事業開始当初は、有料(償還制)が基幹であったが、現在に至っては、事業規模の90%以上は自己収入を原資とした

6) 「韓国における法曹養成教育(ロースクール)の現状」(2010年2月24日島根大学大学院法務研究科 鄭鍾休講演)

7) 法律時報83巻4号59頁「韓国の法曹養成制度」

8) 法律時報83巻4号56頁「韓国の法曹養成制度」

9) 大韓弁協新聞 2010.12.13. 第331号



無料の法律扶助となり、その業務構造は大きく転換している。その背景として、公団が設定する弁護士費用は市場価格の10%程度にまで低く抑えられている点がある。この公団による扶助の担い手は、兵役の代わりとしての公益法務官と給与を受けるスタッフ弁護士である。

5 弁護士過疎

「無弁村地域」（法律サービス疎外地域）の2010年の現状として、全国244カ所の自治体のうち、163カ所の自治体に開業弁護士が1人もいないことが挙げられる。韓国全体では弁護士の数が1万人を超えるが、ソウルと首都圏の裁判所周辺に密集しており、人口5万5000人以上の全国自治体178カ所に限ってみても、弁護士が1人もいない地域が61カ所、1人だけの地域は12カ所に達している。このように、「弁護士ゼロワン地域」が73カ所、全体の41%にのぼる。

6 弁護士の研修制度

韓国では、2007年の弁護士法改正により、弁護士法で研修受講が義務化されており（条文上、大韓弁護士協会が実施する研修を大統領令で定める時間以上受講する必要があると規定されている）、義務に違反すると、500万ウォン（2011年3月時点で約36万円）以下の過料を地方検察庁の検事長から賦課・徴収されるという点で、日本と大きく異なっている。

研修方法は、毎年2回、全会員対象に、業務遂行に必要な法学理論・実務知識・職業倫理・周辺的学問などに関する一般研修を実施している¹⁰⁾。また、専門分野に関する会員の実力培養と競争力強化のため、1997年3月17日に弁護士研修規則に基づき「弁護士研修院」を設立し、受講申請のあった弁護士を対象に特別研修を行っている。さらに、2011年1月からは、韓国教育放送公社（EBS）と提携し、オンライン研修も開始した。

7 裁判官、検察官の任用

裁判官及び検察官は、新たな法曹養成制度が導入される以前は、司法試験合格を経て司法研修院で統一的な養成を修了した後任用される制度であった。しかし、法曹一元を貫いた新たな法曹養成制度においては、裁判官も検察官も弁護士試験に合格しなければならなくなつた。今後は、どのような形で、裁判官、検察官が採用されることになるかが注目される。

8 韓国は、日本の司法制度改革を見ながらも、独自の視点で、新たな制度を構築しているようである。経済的には日本も韓国も通商国家を基本として発展してきたが、FTAやTPPなどさらなるグローバル化のなかで、法社会化がどのように進み、浸透するのか、そして、そのためには司法制度はどのようにあるべきか。今後も韓国の動向に着目する必要があろう。

10) http://www.koreanbar.or.kr/eng/sub/sub02_04.asp